

貨物有償運送許可を更新予定の皆様

運輸支局への申請はお早めをお願いします！

日頃より国土交通行政にご理解ご協力を賜り、御礼申し上げます。

事故車等の排除業務に係る有償運送許可は、申請書を受理してから許可となるまでに審査期間を要します。そのため、許可期間の更新を予定している事業者の皆様には、円滑な許可の更新のために早めの申請をお願いしております。

許可期間が終了する直前に申請した場合、希望する許可更新日に間に合わないことがあります。**許可期間が終了する日の1ヶ月前**を目安に、運輸支局へ申請してください。

皆様のご理解ご協力の程、よろしく申し上げます。

担当

宮城運輸支局 輸送・監査部門

022-235-2517(自動音声「3」)